

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福井地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、平成 19 年 11 月 2 日に社会保険事務所に国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間について、国民年金保険料が未納である旨の回答を受けた。

昭和 45 年に結婚してからは、私が家族 4 人の国民年金保険料をまとめて、地区の集金人に納めており、申立期間の保険料についても夫婦 2 人分を納めていたのに、私の分だけが未納になっているのは納得がいかないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、平成 12 年 3 月（1 か月）を除いて、国民年金保険料をすべて納付している上、5 年間にわたって前納している。

また、申立人の夫は、昭和 45 年に婚姻してからは、厚生年金保険の加入期間と平成 12 年 3 月（1 か月）を除いて、保険料をすべて納付している上、4 年間にわたって前納しており、申立人が婚姻後に同居していた義父母は、昭和 36 年 4 月から満 60 歳に到達した時点までの保険料をそれぞれ完納していることなどから、納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた地区には納付組織が存在し、国民年金委員が国民年金保険料を集金していたことが市町村への照会結果により確認することができ、申立内容と一致している。

加えて、納付意識が高い申立人が、夫婦の保険料を一緒に納付していた

と考えられるところ、申立期間について、申立人の夫の保険料を納付しているのに対し、申立人の保険料のみを未納とするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和25年5月10日に訂正し、A株式会社C本社における資格取得日に係る記録を27年8月15日に訂正し、A株式会社D営業所における資格取得日に係る記録を28年3月25日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を4,500円とし、申立期間②及び③の標準報酬月額をそれぞれ8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和25年5月10日から同年6月1日まで  
② 昭和27年8月15日から同年11月10日まで  
③ 昭和28年3月25日から同年4月1日まで

私は、昭和25年2月25日にA株式会社に入社し、59年2月末で同社を退職した。その後、平成8年12月まで同グループ内企業で継続して勤務した。この間、給与は昇給に伴う変動を除いて一定額が支払われていたので、給与から厚生年金保険料が恒常的に控除されていたはずである。厚生年金保険被保険者資格取得期間として計5か月の空白期間があることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社の昭和57年度有価証券報告書に添付された取締役略歴書(写し)及び元上司等の証言などから、申立人が同社に継続して勤務し(昭和25年5月10日にA株式会社E営業所から同社B営業所に異動、27年8月15日に同社B営業所から同社C本社に異動、28年3月25日に同社C本社から同社D営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 25 年 6 月の社会保険事務所の記録から 4,500 円とし、申立期間②及び③の標準報酬月額については、27 年 11 月及び 28 年 4 月の社会保険事務所の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険料は毎月給与から控除しており、保険料を納付しないと余剰金が発生するため納付したと主張するが、この理由からは、事業主による保険料納付を確認することはできない。

また、事業主が申立人に係る資格の取得及び喪失の届出を行ったにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 25 年 5 月分、27 年 8 月から 10 月までの期間分及び 28 年 3 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①、②及び③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和38年7月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年5月1日から同年7月5日ごろまで  
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和38年5月及び6月は厚生年金保険の未加入期間であるとの回答を受けた。

私は、昭和37年3月にA株式会社に入社し、38年7月5日ごろまで勤務し、同月10日に他の職場に転職した。私は「6月中に転職した方が良い。」と知人に勧められたにもかかわらず、夏季賞与が欲しくて7月5日ごろまで同社に勤務していたことを覚えていることから、厚生年金保険の被保険者資格期間に2か月間の空白があることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年3月にA株式会社に入社し、同年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した後、38年7月5日ごろに退職するまでの間、厚生年金保険に加入していたとしているが、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したと記録されている（昭和38年7月27日進達）。

しかしながら、「7月の賞与が欲しくて当該賞与受給後に退職した。」とする申立人の事実経過の説明は、具体性があり、かつ、当該事業所を退

職した後、昭和 38 年 7 月 10 日に再就職した B 団体が保管する履歴書（昭和 38 年 11 月 29 日現在作成）には、申立人が同年 7 月に A 株式会社を退職した旨記載されている。

また、申立期間当時の A 株式会社の常務取締役は、申立人が申立期間について当該事業所に在籍していたことを証明していることから、申立人が昭和 38 年 7 月 5 日まで当該事業所に勤務していたものと認めることができる。

さらに、申立人は、退職する直前まで当該事業所に退職の申出を行わなかったと一貫して主張していることからみると、当該事業所における申立人の勤務形態は、退職の直前まで変更は無く、厚生年金保険料の控除が行われていたと考えるのが相当であり、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

加えて、申立期間の標準報酬月額については、昭和 38 年 4 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票が、昭和 38 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したと記録されていることから、事業主が、同年 5 月 1 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月及び 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 福井国民年金 事案 110

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月から同年 12 月まで

平成 19 年に社会保険事務所において自分の年金の納付状況を照会したところ、昭和 49 年 10 月から同年 12 月までの期間について、国民年金への加入及び保険料の納付事実が確認できない旨の回答があった。

私は、昭和 49 年 10 月に A 組合 B 支店に採用され、申立期間は A 組合における試用期間であった。採用時に A 組合職員から「試用期間の年金は自分で納めなくてはいけない。」と念を押され、一緒についてきてくれた父もその職員から同様に説明を受けていた。翌日、私が仕事をしているところに父がわざわざやって来て、「今、C 町役場で 3 か月分の保険料を納めてきたから、安心しなさい。」と言ってくれた確かな記憶があるのに、未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が昭和 49 年 10 月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、申立期間当時（昭和 46 年 10 月 14 日から 51 年 3 月 23 日までの期間）に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人の氏名を確認することができず、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福井国民年金 事案 111

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 62 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 62 年 8 月まで

私が 58 歳になった時、社会保険庁からの通知書が送付されてきた。この通知書には、昭和 59 年 4 月から 62 年 8 月までの国民年金保険料が未納と記載されていた。申立期間当時、私と夫は自営業をそれぞれ経営しており、仕事も順調であった。夫とは平成 10 年に離婚し、夫の連絡先も知らないため、申立期間に係る保険料の納付状況を確認することができないが、夫が、私の国民年金の加入手続をしてきたと言って年金手帳を渡してくれた記憶があり、保険料の納付も夫と一緒に納めてくれていたと思っていた。未納になっていることに納得がいかないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の元夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、具体的な納付方法、納付場所、納付金額等が不明である。

また、申立人は、申立人の元夫が夫婦二人の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人の元夫の申立期間に係る保険料の納付状況についてみると、全額免除及び未納と記録されており、申立内容は不自然である。

さらに、申立人の氏名を複数の読み方で検索しても該当する記録は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福井厚生年金 事案 107

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 39 年 10 月 5 日まで  
② 昭和 39 年 10 月 5 日から 41 年 7 月 20 日まで

平成 16 年 5 月に社会保険事務所で年金裁定請求手続をしたところ、申立期間①及び②について脱退手当金が支給された記録になっていることを初めて知った。

申立期間当時、私は、脱退手当金の制度について会社から聞いており、妊娠により一時退社することになったが、出産後に職場復帰するつもりだったことから脱退手当金の受給希望を断ったことを覚えており、脱退手当金を請求したことが無く納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険記号番号索引簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 7 月の前後（昭和 40 年 10 月から 42 年 9 月までの期間）に資格喪失した者 15 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、15 名全員について資格喪失日の約 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間②の被保険者原票の申立人の氏名は、昭和 41 年 7 月 29 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間①及び②の脱退手当金は、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の 41 年 9 月 27 日に支給決定されていることを踏まえると、申立期間①及び②の脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月から26年10月まで  
② 昭和30年4月から33年10月まで

年金裁定請求時に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

申立期間①の事業所に勤務して間もないころ、所内事故で約1年間休職したが、この間、会社から給料が全額支給されていたので厚生年金保険にも加入していたはずである。

また、申立期間②の事業所に勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、勤務場所及び業務内容などを詳細に記憶していることから、申立人が当該申立期間の事業所に勤務していたものと推認することができる。

しかし、申立期間①及び②の事業主は「当該申立期間当時の関係資料が保存されておらず、申立てどおりの届出や保険料の控除を行ったかは不明である。」と回答している。

また、申立期間①当時の事業所における所内事故について、労災事故の届出がされているか否かを、当該事業所を管轄するA労働基準監督署に照会したところ、「当時の関係資料が保管されていないため申立てどおりの内容を確認することができない。」と回答している。

さらに、申立期間②については申立人が記憶している同僚3名の氏名が

当該事業所の被保険者名簿に無く、申立人の勤務実態等についての供述を得ることができない。

加えて、申立期間①及び②について社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。